

## 求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言に関する連絡用紙 (適正化推進協議会事務局行き)

求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言を行った場合は、当日または翌営業日に、以下表の項目についてご記入のうえ、事務局（info@tekiseika.jp）までお送りください。宣言メディアが複数ある場合は、コピーして、宣言メディア毎にご記入ください。

なお、適合メディア宣言の取り消し、宣言書および当該連絡用紙の内容に変更があった場合は、速やかに事務局までメールにてご連絡ください。

**【1】** 求人情報適正化推進協議会事務局から、適合メディア宣言についてご連絡が必要な際に使用します。適合メディア宣言についてのご担当者様のご連絡先をご記入ください。

貴社名	
部署名・役職・氏名	
郵便番号・ご住所	
電話番号	
メールアドレス	

**【2】** 求人情報適正化推進協議会ホームページの「適合宣言メディア一覧」ページに表示される内容となります。ロゴの掲載は予定しておりませんが、状況により変更する場合があります。頂きました情報は速やかに掲載・更新します。

(適合宣言メディア一覧ページURL：<http://tekiseika.jp/media-list/>)

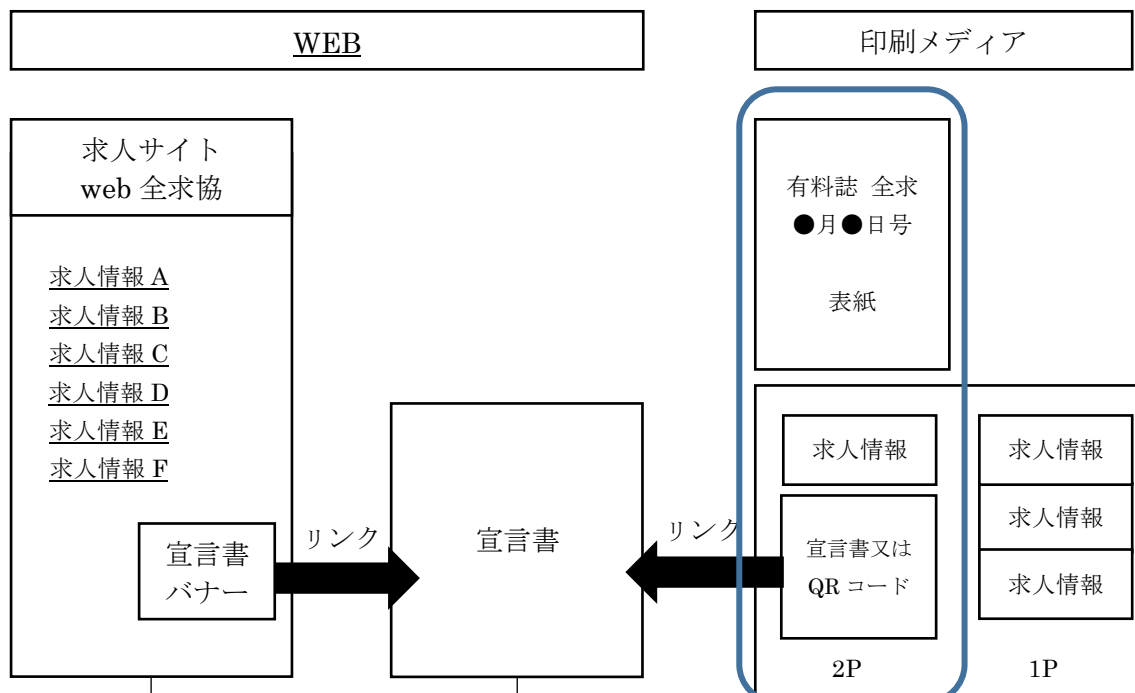
1. 適合メディア宣言を行った年月日をご記入ください。  
宣言書に記入した年月日と同じでお願いします。
2. 適合メディア宣言を行った求人メディア名をご記入ください。  
宣言書に記載したメディア名と同じでお願いします。
3. 宣言メディアの区分について、該当しないものを削除ください。  
WEB、有料誌、フリーペーパー、折込・宅配
4. 宣言メディアのURLを一つご記入ください。  
印刷メディアの場合は記入不要ですが、自社ホームページ内に印刷メディアの紹介ページがある場合は、当該URLの記入も可能です。
5. 新卒メディアか新卒メディア以外か。該当しないものを削除ください。  
※新卒メディアの場合は、ガイドライン上、以下も掲載必須(掲載明示項目)となります。
  - ・応募資格となる学歴(学校種) および採用予定学科、採用予定数(未定の場合はその旨) および前年採用実績数
  - ・応募から選考の過程において提出が必要となる書類

1. 宣言年月日	
2. 宣言メディア名	
3. 宣言メディアの区分	WEB、有料誌、フリーペーパー、折込・宅配
4. 宣言メディアのURL	
5. 宣言メディアが新卒メディアか	新卒メディア   o r   新卒メディア以外

【3】 求人情報適正化推進協議会事務局にて、宣言書が公開（掲載）されているかの確認、および貴社情報（本社所在地等）等の宣言書内容の確認のために使用します。

1. ウェブに掲載している宣言書自体の一つ前の階層のURLをご記入ください。
2. 宣言書自体のURLをご記入ください。
3. 貴社のホームページのURLをご記入ください。

1. 宣言書自体の一つ前の階層のURL	
2. 宣言書自体のURL	
3. 貴社ホームページのURL	



①宣言書のパナーやリンク等、宣言書自体の一つ前の階層のURL

②宣言書自体のURL

宣言書又は宣言書のURL(QRコード)の掲載頁、掲載誌の表紙を事務局へ提出

・バナー例

**求人情報提供ガイドライン  
適合メディア宣言**

・宣言書の掲載先(QRコード)の表示

**求人情報提供ガイドライン  
適合メディア宣言**

当メディアは、求人情報提供ガイドライン適合メディアであることを自らの責任において宣言します。

弊社の宣言書はこちらからご覧になれます

QRコード

## 宣言した場合の連絡・提出物について

適合メディア宣言を行った場合は、協議会事務局へ、当日または翌営業日までに、以下をご提出ください。メールアドレス：info@tekiseika.jp

### 【1】メディアで公開（掲載）した宣言書の PDF

※宣言を行う場合は宣言書の公開（掲載）は必須です。

- ・宣言メディアが印刷メディアの場合、  
宣言書を掲載している冊子の表紙（発行日入り）と宣言書が掲載されている頁の PDF（後日、掲載冊子も事務局宛に送付ください）。
- ・宣言メディアが求人サイトの場合、  
事務局への連絡用紙を記入いただくだけで結構です。

＜送付先＞〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-6-9 雄山閣ビル 3F  
公益社団法人全国求人情報協会内 求人情報適正化推進協議会事務局行き

### 【2】事務局への連絡用紙

【3】以下に該当するメディアは、宣言メディアについての確認書のご提出をお願いします。

- 1、求人情報提供事業を行っている。  
また、求人情報提供事業のほかに、職業紹介・労働者派遣・業務請負事業（のいずれか、又は全て）も行っている。
- 2、同一サイト内にて、以下①～③のいずれか又は全てを掲載するサイトを運営している ※以下、サイト運営事業者を「自社」という。
  - ① 自社で取り扱っている職業紹介の求人票、労働者派遣の求人情報  
（求職者は自社へ応募し、自社から紹介先企業・事業主へ紹介、または派遣先へ派遣）
  - ② 自社が行っている業務請負業のための求人情報（雇用主は自社）
  - ③ 企業・事業主から依頼を受け、求職者が直接応募できる求人情報・募集情報（雇用主・募集主は自社ではない他社(者)）
- 3、当該メディアの求人情報提供事業者（求人メディア）としての求人情報件数が、自社事業である労働者派遣事業、職業紹介事業、業務請負事業の求人情報提供件数に比べてきわめて少ない

◆補足説明

労働者派遣事業・職業紹介事業は、職業安定法等で別途より詳細な労働条件の明示義務等が定められております。

また、自社事業である業務請負業の人員として自社で雇用する場合等、「求人者」に該当する場合は、職業安定法にて、別途労働条件の明示義務が定められております。

つまり、上記①②については、そもそも求人メディアに求められる以上の責務があると言えます。

従いまして、求人情報提供ガイドライン及び適合メディア宣言制度の対象となるのは③の求人情報提供事業者（求人メディア）としての求人情報提供についてとしております。

「求人情報提供事業者としての求人情報を掲載するサイト」か、つまり宣言対象のメディアであるかの確認として、次頁の確認書のご提出をお願いしております。

## 宣言メディアについての確認書

当社が、求人情報提供ガイドライン適合メディア宣言の対象とするのは、自社事業である労働者派遣事業、職業紹介事業、業務請負事業の案件のみを掲載するサイトではなく、求人情報提供事業者としての求人情報を掲載するサイトです。

また、上記内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を求人情報適正化推進協議会事務局に連絡致します。

令和 年 月 日

メディア名

---

社名

社印

---

記入者（部署・役職・氏名）

印

---